

(システム施行)

福 号 外  
令和5年12月25日

本庁各課(室)長  
各地方機関の長  
各教育機関の長 } 殿

福 利 課 長  
(公印省略)

定年引上げに伴う60歳以降の財産形成貯蓄の手続について(通知)

財産形成貯蓄の積立期間は、退職するまでの間とされており、令和5年4月1日から施行された定年引上げに伴い、下記のとおり手続が必要となる場合がありますので、対象職員へ周知願います。

記

1 一般財形貯蓄及び財形住宅貯蓄について

定年引上げ後も給与等からの控除は継続されます。ただし、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員になった場合は、継続されません。

2 財形年金貯蓄について

定年引上げ後も給与等からの控除を継続したい場合、令和6年2月末頃までに(※)、**各自、契約金融機関に対して、期間延長の手続が必要となります。**手続を行わなかった場合、60歳に達した日以後最初の3月分の給与で積立が終了となります(当該月以前に預入終了日を設定している場合を除く。)

※期限等については、契約金融機関にお問い合わせください。

3 その他

(1) 令和6年4月給与から解約をしたい場合、令和6年2月末頃までに(※)、各自、契約金融機関に対して手続が必要です。

※期限等については、契約金融機関にお問い合わせください。

(2) **新規契約及び預入額の変更ができるのは毎年6月のみです**(8月分給与から反映。)

(3) 中断、再開、解約、非課税限度額の変更等は随時受付しています。

(4) 各手続の方法や期限等は、金融機関によって異なりますので、**詳細は契約金融機関に直接お問い合わせください。**県への必要な手続はありません。

担当：企画管理班 及川  
TEL：022-211-3672  
FAX：022-211-3695